

**「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」記入方法**  
(特定行為研修受講促進事業費補助金)

**1 本報告の概要・対象等**

本報告は、令和元年度(平成31年4月～令和2年3月)に貴施設が交付を受けた「特定行為研修受講促進事業費補助金」について、交付要綱の規定により、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を報告していただくものです。

作成には、貴施設が税務署に提出された補助年度の「消費税の確定申告書」を必要とするため、例年、交付の翌年度に依頼しています。

本報告は補助金額が確定し、かつ、補助対象経費に係る消費税の仕入税額控除をする確定申告(補助金を特定収入として計上した確定申告ではありません。)を行った上記補助事業が対象であり、補助金に仕入控除税額が生じている場合は後日、その額を納付していただくこととなります。

**2 提出する書類**

- (1) 様式6「令和元年度神奈川県地域医療介護総合確保基金事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」
- (2) 「別紙概要 特定行為研修受講促進事業費補助金」  
→貴施設の状況に応じて、(返納額がない場合)又は(返納額がある場合)のどちらかを使用してください。
- (3) 貴施設が税務署に提出された、上記(1)及び(2)に係る「消費税及び地方消費税の確定申告書」の写し、及び「付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し。(確定申告後に修正申告等を行った場合は、その修正申告等の写し)

**3 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額(以下、「返納額」)の計算方法**

- (1) 返納額がない場合  
貴施設が次の①～⑤のいずれかに該当している場合は、返納額は生じません。
  - ① 補助対象経費が人件費等の非課税仕入だけになっている。  
※委託による人件費は、非課税仕入ではないため該当しません。
  - ② 消費税の申告をしていない。
  - ③ 簡易課税方式により申告している。
  - ④ 貴施設が消費税法別表第三に掲げる法人に含まれ、特定収入割合が5%を超えている。
  - ⑤ 補助対象経費に係る消費税を個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。

↓

いずれかに該当する場合は、「様式6」、「別紙概要 特定行為研修受講促進事業費補助金(返納額がない場合)」、「消費税及び地方消費税の確定申告書」の写し及び「付表2」の写しの合計4種類を提出してください。

※ ③の簡易課税方式で「付表2」が無い場合、「付表5」の写しを提出してください。  
※ 各様式には記入例がありますので、参照の上、記入してください。
- (2) 返納額がある場合  
上記①～⑤のいずれにも該当しない場合は返納額が生じますので、「様式6」、「別紙概要 特定行為研修受講促進事業費補助金(返納がある場合)」、「消費税及び地方消費税の確定申告書」の写し及び「付表2」の写しの合計4種類を提出してください。  
※ 各様式には記入例がありますので、参照の上、記入してください。また、裏面の補助説明をご覧ください。

## 「別紙概要 特定行為研修受講促進事業費補助金(返納がある場合)」の補助説明

### 「6(1) 補助金の使途の内訳」の記入方法

補助額の使途を、「課税仕入使用分」(委託費のうち人件費)と「非課税仕入使用分」(人件費)に分けて記入します。

このうち、「課税仕入使用分」に記入した金額は返納額の計算対象となり、6(3)での計算に用います。また、表右下の合計額は、補助額と同額になります。

なお、直接雇用職員と委託職員の併用等により、人件費の課税仕入と非課税仕入が混在している場合は、次のとおり計算対象を分けます(記入例を参照)。

- 消費税の申告又は事業実績報告において、補助金の使途を明確にしている施設  
→消費税の申告又は事業実績報告に従い、課税仕入に使用した補助金のみ計算の対象とします。
- 上記のどちらにも該当しない施設  
→補助対象経費に含まれる課税仕入と非課税仕入の割合<sup>※1</sup>により補助額を按分し、課税仕入に係る補助金のみ計算の対象とします。  
(※1) 割合の計算は支出額により行ってください。減価償却費のように支出を伴わない費用は割合の計算から除外してください。

### 「6(3) 仕入控除税額」の記入方法

次の①～③の計算式のうち、貴施設が「消費税の確定申告書」で選択した方式を用いて、仕入控除税額(返納額)を算出します。

計算式の「計算対象の補助額」には、上記6(1)で記入した計算対象(課税仕入使用分のこと)を代入し、計算式と結果の値を記入してください(記入例を参照)。

#### ① 課税売上割合が95%以上

$$\text{計算対象の補助額} \times (8 \div 108)^{\ast 2} = \text{返納額 (円未満は切捨て)}$$

#### ② 個別対応方式

次のAとBの合計額。

A 課税売上のみ要する補助対象経費に使用された補助金

$$\text{該当する計算対象の補助額} \times (8 \div 108)^{\ast 2} = \text{返納額 (円未満は切捨て)}$$

B 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

$$\text{該当する計算対象の補助額} \times (8 \div 108)^{\ast 2} \times \text{課税売上割合} = \text{返納額 (円未満は切捨て)}$$

#### ③ 一括比例配分方式

$$\text{計算対象の補助額} \times (8 \div 108)^{\ast 2} \times \text{課税売上割合} = \text{返納額 (円未満は切捨て)}$$

(※2) 消費税率10%適用分の返納額の算出にあつては、上記「(8÷108)」を「(10÷110)」として計算してください。